

令和 5 年 9 月 11 日  
5 環 自 計 第 4 4 2 号



在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」シンボルマーク使用マニュアル

◆シンボルマーク

<登録緑地のうち優良緑地>



<登録緑地>



○使用する際のシンボルマークのサイズに制限はありませんが、小さくしすぎないようにしてください。

○シンボルマークは「江戸のみどり登録緑地」の活動をPRする目的で使用してください。

使用例：ポスター、パンフレット、名刺、ノベルティ、ホームページ、広報誌など

◆シンボルマークの使用に係る禁止事項

色や形を変えて使用することはできません。



図形や文字の位置を変えて使用することはできません。



バック地に溶け込んでしまう場合は、必ず白い枠の中に置いてください。

